

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量          | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                                       | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)   | 予定価格※ | 契約金額      | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|-----------------------|--|----------|--|------|---|-------|-----------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
|                       |  |          |  |      |   |       |           |     |          | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 土地建物賃貸借<br>(電気通信設備設置) | 支出負担行為担当官<br>九州総合通信局長<br>布施田 英生<br>九州総合通信局<br>熊本県熊本市西区春日<br>2-10-1 | 令和4年4月1日 | 電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。 |      | 会計法第29条の3第4項<br>不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。 | -     | 2,010,000 | -   | -        | -       | -             | -       |    |
| 土地建物賃貸借<br>(電気通信設備設置) | 支出負担行為担当官<br>九州総合通信局長<br>布施田 英生<br>九州総合通信局<br>熊本県熊本市西区春日<br>2-10-1 | 令和4年4月1日 | 電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。 |      | 会計法第29条の3第4項<br>不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。 | -     | 1,518,000 | -   | -        | -       | -             | -       |    |
| 土地建物賃貸借<br>(電気通信設備設置) | 支出負担行為担当官<br>九州総合通信局長<br>布施田 英生<br>九州総合通信局<br>熊本県熊本市西区春日<br>2-10-1 | 令和4年4月1日 | 電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。 |      | 会計法第29条の3第4項<br>不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。 | -     | 1,211,100 | -   | -        | -       | -             | -       |    |
| 土地建物賃貸借<br>(電気通信設備設置) | 支出負担行為担当官<br>九州総合通信局長<br>布施田 英生<br>九州総合通信局<br>熊本県熊本市西区春日<br>2-10-1 | 令和4年4月1日 | 電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。 |      | 会計法第29条の3第4項<br>不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。 | -     | 1,320,000 | -   | -        | -       | -             | -       |    |
| 土地建物賃貸借<br>(電気通信設備設置) | 支出負担行為担当官<br>九州総合通信局長<br>布施田 英生<br>九州総合通信局<br>熊本県熊本市西区春日<br>2-10-1 | 令和4年4月1日 | 電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。 |      | 会計法第29条の3第4項<br>不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。 | -     | 1,028,280 | -   | -        | -       | -             | -       |    |
| 土地建物賃貸借<br>(電気通信設備設置) | 支出負担行為担当官<br>九州総合通信局長<br>布施田 英生<br>九州総合通信局<br>熊本県熊本市西区春日<br>2-10-1 | 令和4年4月1日 | 電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。 |      | 会計法第29条の3第4項<br>不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。 | -     | 823,428   | -   | -        | -       | -             | -       |    |
| 土地建物賃貸借<br>(電気通信設備設置) | 支出負担行為担当官<br>九州総合通信局長<br>布施田 英生<br>九州総合通信局<br>熊本県熊本市西区春日<br>2-10-1 | 令和4年4月1日 | 電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は非公開とする。 |      | 会計法第29条の3第4項<br>不法電波を探知する電波監視施設を当該地区に設置するため、最適な場所を選定したものであり、場所が特定された賃貸借契約であるため。 | -     | 820,600   | -   | -        | -       | -             | -       |    |